# 一般社団法人朝霞地区薬剤師会理事会運営規程

# 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人朝霞地区薬剤師会(以下「本会」という。)の理事会の運営に関し、 必要な事項を定めることを目的とする。

# 第2章 理事会の招集

(招集者)

- 第2条 理事会は会長が招集する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに定款に 別段の定めがある場合は、その定めるところにより、また、会長が欠けたときは各理事がこれを 招集することができる。
  - 2 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集の通知)

- 第3条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項(議題)を記載した書面を、開催 日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発出しなければならない。
  - 2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発 出することができる。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して開催することができる。

# 第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

- 第4条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
  - 2 議長は、出席理事の中から議事録署名人2名を選任する。
  - 3 会長が欠席又は欠けたとき及び理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者が議長となる。

### (定足数)

第5条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

#### (関係者の出席)

第6条 理事会が必要と認めるときは、理事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を求めることができる。

#### (理事等の報告又は説明)

- 第7条 議長は、議題付議の宣告後必要と認めるときは、会長、副会長、常務理事、監事及び議案の提案者に対し、その議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、会長、副会長、常務理事、監事及び議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等に説明させることができる。
  - 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第93条第2項の規定により理事から招集の請求が あった場合は、議長はその理事に議題の説明を求めなければならない。また、必要があるときは 理事、監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

### (議事進行動議)

- 第8条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。
  - 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
  - 3 議長は、第1項の動議が理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利 の濫用にあたるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなときは、これを直ちに却 下することができる。

### (議長不信任動議)

- 第9条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。
  - 2 前項の動議が決議されたときは、事務局長が仮議長となり、その理事会の議長を出席理事の中から選出する。
  - 3 理事会の議長が、その理事会において出席理事の中から選出されたときは、議長不信任動議を 提出することができない。

### (採決)

- 第 10 条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採 決することができる。
  - 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
  - 3 議長は、議題原案に対して予め修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
  - 4 複数の修正案が提出された場合は、議長は修正案が提出された順序により順次採決を行う。
  - 5 議長は、採決をする場合、いかなる方法によることもできる。

6 議長は、採決に先立ち、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

### (議事録)

- 第11条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。
  - 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録し、議長及び出席監事並びに議事録署名人2名 が記名押印しなければならない。ただし、電磁的記録の場合には、議事録署名人が認証しなけれ ばならない。

#### (議事の配布)

第12条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を適宜の方法により配布して 議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

# 第4章 理事会の権限

#### (決議事項)

- 第13条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。
  - (1) 法令に定める事項
    - ① 本会の業務執行の決定
    - ② 会長、副会長及び常務理事の選定又は解職
    - ③ 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
    - ④ 重要な財産の処分及び譲受
    - ⑤ 多額の借入
    - ⑥ 重要な使用人の選任又は解任
    - ⑦ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
    - ⑧ 内部管理体制の整備
    - ⑨ 事業計画書及び収支予算書の承認
    - ⑩ 事業報告及び計算書類等の承認
    - ⑪ その他法令に定める事項
  - (2) 定款に定める事項
    - ① 下記の規則の制定、変更及び廃止
      - I 役員の職務権限規程
      - Ⅱ 委員会運営規程
      - Ⅲ 事務局組織運営規程
      - IV その他必要な事項に係る規程
    - ② 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

- ③ 委員会の設置又は運営に必要な事項の決定
- ④ その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
  - ① 重要な事業その他の契約の締結、解除又は変更
  - ② 重要な事業その他の事業にかかる争訟の処理
  - ③ その他理事会が必要と認める事項

## (報告事項)

- 第14条 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務 の執行状況を理事会に報告しなければならない。
  - 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

# 第5章 事務局

(事務局)

第15条 理事会の事務局事務は、本会の事務局がこれを行う。

# 第6章 雜 則

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附則

この規程は、平成28年6月16日から施行する。

## 別表

## 議事録記載事項

- 1. 開催された日時及び場所
- 2. 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
  - (1) 定款第31条第4項の規定による会長以外の理事の請求を受けた招集
  - (2) 定款第31条第5項の規定による監事の請求を受けた招集
- 3. 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4. 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 5. 定款第24条第3項の規定による監事の報告があるときは、その発言の内容の概要
- 6. 理事会に出席した理事、監事の氏名又は名称
- 7. 議長の氏名